

(濃尾用水及び新濃尾関係)

令和7年12月

土地改良法第88条第1項に規定する申出に関するお願ひ

国営土地改良事業の実施期間中に農地転用等を行った土地については、土地改良法第88条第1項に規定する申出の提出にご協力をお願いします。

この申出は、土地改良事業を実施している地域内ある土地が、農地転用等により当該事業により利益を受けなくなることが明らかとなった場合（当該事業から除外する場合）にその旨を当該事業の事業（務）所長あてに申し出を行うものです。

○対象とする国営土地改良事業は次のとおりです。

国営濃尾用水土地改良事業（維持管理）【実施中】

国営新濃尾土地改良事業（農地防災）【実施中】

問合せ先

○国営濃尾用水土地改良事業（維持管理）に関すること

木曽川水系土地改良調査管理事務所

次長（技術） (TEL 052-761-3191)

犬山頭首工管理所長 (TEL 0568-61-1003)

○国営新濃尾土地改良事業（農地防災）に関すること

新濃尾農地防災事業所

調査設計課長 (TEL 0586-47-7720)